

(資料5) 日本水産学会九州支部細則

- 第1条 本支部は九州地区内に住所のある日本水産学会員をもって組織する。
- 第2条 支部に、日本水産学会定款および同細則に基づき、支部長、支部評議員および支部長が指名した庶務幹事ならびに会計幹事各1名をおく。
- 第3条 支部の経費は日本水産学会からの交付金および支部におけるその他の収入をもってこれにあてる。
- 第4条 支部の事務所は支部長の所属する機関におく。
- 第5条 支部は日本水産学会の定款および同細則に基づき、学会の目的を達成するため、年1回の支部大会、年1回以上の支部例会、その他必要な事業を行う。
- 第6条 支部総会は年1回支部長が招集し、支部に関する会務、会計の報告についての事項、その他特に必要な事項を議決する。
- 第7条 支部大会、支部例会およびその他必要とみとめられる事業は、支部評議員会の議決によって行う。
- 第8条 支部総会および支部評議員会の議決は、日本水産学会総会および評議員会の議決方法に準じて行う。
- 第9条 支部細則の変更は支部総会の議決を要する。なお、本支部細則に特別に定めのない事項については、すべて日本水産学会の規定または慣例にしたがう。
- 第10条 支部細則は、昭和45年12月13日から施行する。
- 第11条 支部総会は支部正会員の1/10の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(昭和49年2月24日 一部改正)

(昭和52年2月19日 一部改正)

(昭和56年1月31日 理事会承認)

(昭和57年2月6日 一部改正理事会承認)

(平成18年6月17日 一部改正理事会承認)